

令和5年第5回広尾町議会臨時会 第1号

令和5年11月24日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 議案第95号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 5 議案第96号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 6 議案第97号 広尾町職員給与条例の一部改正について
- 7 議案第98号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第7号）について
- 8 議案第99号 令和5年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第2号）について
- 9 議案第100号 令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
- 10 議案第101号 令和5年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 11 議案第102号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について
- 12 議案第103号 令和5年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 13 議案第104号 令和5年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○出席議員（12名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	9番 渡辺 富久馬
10番 小田 雅二	11番 旗手 恵子
12番 山谷 照夫	13番 堀田 成郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	沖 田 一 美
兼 出 納 室 長	沖 田 一 美
総 務 課 長	山 崎 勝 彦

総務課長補佐	柏西	崎内	弥香子
併総務課参事	木幡	幸雄	
併総務課主幹	木幡	正樹	
併総務課主幹	坂田	邦昭	
企画課長	山岸	直宏	
企画課長補佐	鎌田		慎美
住民課長	楠村	直晃	央子
住民課長補佐	三浦	直	大也
保健福祉課長	宝泉	一	大子
保健福祉課参事	保泉		也子
兼老人福祉センター所長	村上	洋	子力
地域包括支援センター長	保坂	一	力
兼健康管理センター長	三浦	直	き
健康管理センター次長	浜頭		恵
保健福祉課子育て支援室長	浜頭		恵
兼子育て世代包括支援センター長	佐々木	みゆ	義
認定こども園ひろお保育園長	舩田	光	義
認定こども園ひろお保育園副園長	舩田	光	隆
兼豊似保育所長	金石	輝	之
特別養護老人ホーム所長	金石	輝	之
兼養護老人ホーム所長	及川	隆	宏
農林課長	及川	直	樹
兼町営牧場長	山田	雅	真
水産商工観光課長	寺井		樹
水産商工観光課長補佐	三上	昌	一
建設水道課長	川崎	幸	真
建設水道課長補佐	寺井		弘
兼下水終末処理センター長	安岡	伸	一
港湾課長	須田	圭	
港湾課長補佐			

〈教育委員会〉

教 育 長	菅 原 康 博
-------	---------

管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
学校給食センター所長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	渡 辺 將 人
兼 図 書 館 長	渡 辺 將 人
兼 海 洋 博 物 館 長	渡 辺 將 人

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	大 森 康 雄
事 務 局 長	大 森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美
総 務 係 主 事 補	佐 々 木 琴 葉

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

1、議長（堀田） ただいまから、令和5年第5回広尾町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。

本臨時会には、町長から議案10件を受理しております。

次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった当該関係者の出席を求めています。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前崎茂議員、10番、小田雅二議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和5年第5回広尾町議会臨時会にご参集いただきまして、ありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

まず、1点目の公用車の車検切れについてであります。

既に報道機関等により周知されておりますが、10月23日、保健福祉課が管理する公用車の車検切れが判明いたしました。直ちに運転管理日誌を確認したところ、車検満了日の翌日から延べ8日間、

9回にわたり、職員5名が車検切れに気づかず、町内を57キロメートル走行したことが分かりました。同日中に広尾警察署へ事実関係を報告するとともに、車検取得の手続を行い、翌日、管理職会議を緊急開催し、公用車の車検満了日等の確認を指示したものであります。

公用車の車検切れにつきましては、これまで役場が一体となって取り組んでおり、本年7月にも各部署へ車検満了日の報告を求め、防止対策に努めておりましたが、今回の事態を踏まえ、より一層の対策を講じるよう全職員に通知をしたところであります。

なお、広尾警察署からの運転者等に対する事情聴取が11月6日に終了し、11月20日付で管理職員2名と担当係職員5名に対し、厳重注意の処分をしたところであります。

今回の事態が町民の皆様の信頼を損ねることになりましたことを、この場をお借りして深くおわびを申し上げるところでございます。今後、二度とこのようなことがないよう、職員一人一人がコンプライアンスの意識向上を図り、広尾町組織全体で再発防止に取り組んでまいります。

続きまして、2点目の野塚交流館「集いの杜」一部オープンについてであります。

かねてより改修工事を行ってまいりました野塚交流館、通称「集いの杜」につきまして、一部の部屋の準備が整い、11月30日から一般開放することになりましたので、報告を申し上げます。

今回開放する部屋は、1階のカフェスペース兼キッチンスペースと2階のコワーキングスペースの2つの部屋となります。令和5年度中は、いずれの部屋も週3回、午前10時から午後4時まで無料開放いたします。ぜひ多くの方々にご利用いただきたいと思いますと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第95号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第95号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第95号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、議員の期末手当の支給率について改正するものであります。

議案資料、お手元にありますが、1ページをお願いいたします。

期末手当の比較であります。上から順に議長、副議長等の区分となっております。

改正内容であります。期末手当支給率を、改正前の6月、12月の支給率100分の215をそれぞれ100分の5ずつ引き上げ、100分の220に改正するものであります。

なお、本年12月に支給する期末手当については、附則に新たに第11項を追加しまして、100分の225

を乗じて得た額としたいとするものであります。

期末手当支給率、計の欄をご覧いただきたいと思いますが、年間の支給率はいずれも100分の440となるものでありまして、参考として支給額を右隣の欄に記載をしているところであります。

備考欄であります、支給率を支給月数でお示しをしているところであります。

また、次のページに新旧対照表がございますので、ご確認いただければと思っております。

議案の附則におきまして、本改正条例は、公布の日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第95号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第96号

1、議長（堀田） 日程第5、議案第96号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第96号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、議案第95号と同様に、特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、特別職の期末手当の支給率について改正するものであります。

議案資料は3ページであります。

期末手当の比較であります。上から順に町長、副町長、教育長の区分となっております。

改正内容であります、期末手当の支給率を、改正前の6月、12月の支給率100分の220をそれぞれ

れ100分の5ずつ引き上げ、100分の225に改正するものであります。

なお、本年12月に支給する期末手当については、附則に新たに第21項を追加しまして、100分の230を乗じて得た額としたいとするものであります。

期末手当支給率は、計の欄をご覧いただきたいと思います。年間の支給率はいずれも100分の450となるものでありまして、参考として支給額を右隣の欄に掲載しております。

備考欄であります。支給率を支給月数でお示しをしているところであります。

また、次のページには新旧対照表がありますので、ご確認いただければと思います。

議案の附則におきまして、本改正条例は、公布の日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第96号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第97号

1、議長（堀田） 日程第6、議案第97号 広尾町職員給与条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第97号 広尾町職員給与条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、本年8月に人事院が国に勧告した内容に基づき、国家公務員の給与法である一般職の職員の給与に関する法律が一部改正となり、本町におきましても、職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の支給率の改正を行うものであります。

議案資料につきましては、5ページであります。

改正内容であります。1の給料表の改正につきましては、（1）の行政職給料表は、大卒程度に

係る初任給を1万1,000円、高卒者に係る初任給を1万2,000円引き上げ、初任給引き上げを踏まえ若年層に重点を置き、そこから改正率を低減させる形で、全ての給料月額を引き上げる改正を行うものであります。また、再任用職の基準給料表月額につきましても、各級の改正率を踏まえ同様の改正を行い、平均改正率は1.1%となるものであります。

(2)の医療職給料表につきましては、行政職との均衡を基本に改正するものであります。

2の期末手当及び勤勉手当支給率の改正であります。一般職、再任用職ともに期末・勤勉手当の年間支給率を100分の10引き上げる改正となっております。改正条例第1条で一般職につきましては本年度の12月の期末手当の支給率を100分の120から100分の125、期末手当の支給率を100分の100から100分の105に引き上げ、再任用職につきましても同様に、それぞれ100分の67.5から100分の72.5、100分の50から100分の55に引き上げる改正を行うものであります。また、第2条で令和6年度からの期末手当支給率を6月、12月ともに、一般職につきましては100分の122.5に、再任用職は100分の70に改正し、勤勉手当を一般職は100分の102.5に、再任用職は100分の52.5に、それぞれ改正するものであります。

備考欄であります。支給率を支給月数でお示しをしております。

次のページの新旧対照表と各給料表の対比表がございますので、ご確認いただければと思います。議案19ページをお願いいたします。

下から4行目の附則であります。附則第1条において、本条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和6年4月1日から施行したいとするもので、次のページになりますが、第2項で改正条例第1条の規定につきましては令和5年4月1日から適用し、第2条で改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第97号 広尾町職員給与条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第98号～日程第13 議案第104号

1、議長（堀田） 日程第7、議案第98号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第7号）についてから日程第13、議案第104号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの7件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第98号から議案第104号まで、一括して提案理由を申し上げます。

主な補正内容であります。全会計にわたりまして給与条例等の改正による人件費の整理を行っております。

最初に、議案21ページの議案第98号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものとします。

次のページの補正の歳出であります。

人件費以外についてご説明申し上げます。

8款1項消防費は、車庫のオーバースライダーの修繕料を追加するものであります。

続きまして、議案第99号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものとします。

次のページの補正の歳出であります。

人件費の追加を予備費で調整するものであります。

続きまして、議案第100号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ129万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を9億5,100万9,000円とするものとします。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとします。

人件費及び健康管理センターの修繕料の追加を一般会計繰入金で調整するものであります。

続きまして、議案第101号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ94万3,000円を減額し、歳入歳出の総額を7億5,169

万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものとします。

次のページであります。

給与条例の改正に伴う人件費の追加、職員の欠員による人件費の減額及び寄附を活用した備品等の整備であります。

続きまして、議案第102号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであるものとします。

第1条は、歳入歳出の総額にそれぞれ3,298万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を3億2,830万4,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものとします。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

次のページの補正の歳入であります。

2款1項繰入金は、一般会計繰入金を整理したものであります。

5款1項町債は、旧丸山保育所解体工事の追加によるものであります。

続きまして、歳出であります。

1款1項施設介護サービス事業費は、給与条例改正及び職員の新規採用による人件費の追加並びに旧丸山保育所解体工事費の追加であります。解体工事につきましては、アスベスト調査の結果、外壁の塗膜にアスベストが含まれていることが判明し、工事費を2,717万2,000円追加するものであります。

次に、議案第103号についてであります。

第1条は、令和5年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであるものとします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、収入で第1款第2項営業外収益に18万8,000円を追加するものであります。

次に、支出であります。第1款第1項営業費用に28万3,000円を追加し、第2款第1項営業費用に20万7,000円を追加するものであります。

補正の内容であります。給与条例の改正に伴う人件費の追加及び他会計負担金の追加であります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、49万円を追加するものであります。

第4条は、他会計からの補助金でありまして、「64,155千円」に改めるものであります。

続きまして、議案第104号についてであります。

第1条は、令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであるものとします。

第2条は、収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、第1款第1項営業費用に21万8,000円を追加するものであります。

補正の内容であります、人件費の追加及び水道事業会計負担金の追加であります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります、職員給与費でありまして、7万1,000円を追加するものであります。

以上をもちまして、議案第98号から議案第104号までの補正予算についての提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から下水道事業会計までの7件を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から下水道事業会計までの7件を一括して審議を行います。

申し上げます。本案7件については、議会規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

議案第98号から議案第104号までの7件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第98号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第7号）についてから議案第104号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの7件を一括して討論、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第98号から議案第104号までの7件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案7件は討論を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案7件は討論を省略します。

これより議案第98号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第7号）についてから議案第104号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの7件を一括採決します。

お諮りします。本案7件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案7件は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

- 1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会宣告

- 1、議長（堀田） これにて令和5年第5回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時25分